

部会名 金融部会 政策提言 (1) (NPOバンク法関係)

## 政策提言

1. 非営利で市民の事業に融資を行うNPOバンクを制度化するNPOバンク法の制定
2. NPOバンク法を含めた市民の事業へ市民の資金を回すための総合的政策の実施

## 現状と問題点

新しい公共として、市民による社会的な事業の拡大・展開の必要性が叫ばれているが、それを実現するための資金が不足しており、十分な事業が実施できていない。この事態を解決するために市民が保有する資金を市民による社会的な事業に回してゆく市民金融は、法律、制度ともに、まったく、整備されておらず、営利のサラ金などと同じ扱いをされており、その不合理な規制により、十分な活動を行うことができない状況である。

## 具体的内容

### 1. NPOバンクについて

市民からの出資を集めて市民による事業や社会的な事業に融資を行うNPOバンクについて、営利のサラ金などと異なる制度とするため、NPOバンク法を新設し、貸金業法や金融商品取引法の適用除外とする。

### 2. 市民事業へ資金を回す総合的政策について

市民事業、社会的企業へ市民の資金を回すための総合的政策を実施する。この政策には、①NPOバンク法の制定（前述）のほか、②出資型非営利法人制度の創設、③NPOバンクや市民ファンドへの出資に対する税額控除（社会的エンジェル税制）、④市民金融を支える公的ファンド（アメリカのCDFIファンドを想定）、⑤これらをワンセットにした包括的政策などが含まれる。

## 期待される効果等

市民が保有する資金が、市民事業や社会的企業にまわされ、社会的にインパクトを与える事業が、新しい公共の実現として実施される。

## 必要な予算額・条件等(単位：百万円)

・総合的政策の一環として設置される公的ファンドへの政府からの出資：500百万円（年間100百万円×5年間）

・NPOバンクや市民ファンドへの出資に対する投資減税制度（社会的エンジェル税制）の実施による減税額：500百万円（NPOバンク20団体×1団体年間50百万円×10%×5）

それ以外は、法律の制定と制度の発展を支える行政部署の新設であり、政府など官による負担は極小と考えている。むしろ、官の介入を少なくして、民の力で実施を行いたい。

政策提言の責任者[所属団体・役職・氏名]

全国NPOバンク連絡会事務局長 多賀俊二

[メールアドレス]

[taga@e-mail.jp](mailto:taga@e-mail.jp)

[電話番号]080-1142-3783